

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

1. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○退職等により普通徴収に切り替える場合

……………記入例 1

○退職等により一括徴収をする場合

……………記入例 2

○転勤等により新事業所で特別徴収をする場合

……………記入例 3

2. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

……………記入例 4

※現住所あるいは異動後の住所を正確に記入してください。

※用紙が足りない場合は、コピーして利用してください。

また、豊橋市のホームページからもダウンロードできますので、
ご利用ください。

＜記入について＞

☐別添『給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書』の指定番号を「特別徴収義務者指定番号」の欄へ必ず記入してください。

☐「宛名番号」の欄には『給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書』に記載された宛名番号を記入してください。

☐普通徴収にする人で退職後の住所が異なる場合の現住所及び婚姻等により氏名が変更になった場合は新姓・旧姓を必ず記入してください。

☐個人事業主の方が給与所得者異動届出書を提出する際は、個人事業主の方のマイナンバーカード等（写真付きのマイナンバーカードでない場合は、マイナンバーが確認できるものと個人事業主の免許証等写真付きの本人確認書類）の写しが必要です。

※異動届出書は、ノンカーボン紙になっています。ご記入にあたっては「提出用」と「控え用」で一組になっていますので、控え用の下に下敷き等を使用してお記入ください。

豊橋市ホームページより「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をダウンロードできますので、ご利用ください。

手順 豊橋市役所ホームページ <http://www.city.toyohashi.lg.jp/>

おすすめページ
〈画面左中段〉
各種申請（電子申請、
申請書ダウンロード）



各種申請（電子申請、
申請書ダウンロード）
申請書ダウンロード
〈画面中段〉



申請書
担当課一覧
〈画面上段〉



ダウンロード 各課一覧
財務部 市民税課
〈画面上段〉

地方税ポータルシステム エルタックス **eLTAX** を使った届出及び電子納税サービスについて

eLTAXとは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

○豊橋市で利用可能な届出

- ・個人市民税・県民税（給与支払報告書等、特別徴収関連）

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」、「市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書」、
「特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書」

- ・法人市民税、事業所税、固定資産税（償却資産）

○電子納税サービスについて

電子納税とは、eLTAXを利用して市税の納税手続きをオフィスや自宅からインターネット経由などで電子的に行うことができるサービスです。従来のように、納税のために金融機関の窓口まで出向く必要がなくなります。

豊橋市では、一部の税目（個人市民税・県民税（特別徴収分及び退職所得）、法人市民税、事業所税）で電子納税サービスを提供しています。利用可能な金融機関については、eLTAXホームページにてご確認ください。

また、令和元年10月1日から「地方税共通納税システム」が稼動し、指定金融機関等以外の金融機関からも納付が可能となり、全ての地方公共団体へ電子納税をすることができるようになりました。

eLTAXの詳細については、ホームページ〔<https://www.eltax.lta.go.jp/>〕をご覧ください。

ヘルプデスクへのお問い合わせは下記のとおりです。

電話番号 ハイシンコク 0570-081459

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く）